

日立神奈川争議の「総括集」で展開された日本共産党に対するいわれなき攻撃の重大な誤りについて

2004年4月7日 日本共産党神奈川県委員会

はじめに

このほど日立神奈川争議団(以下、日立争議団)と日立闘争神奈川支援共闘会議(以下、支援共闘会議)が、発刊した「日立神奈川争議『総括集』(以下、「総括集」)で、事実経過をゆがめて、あたかも日本共産党が日立神奈川争議に介入して争議を妨害し、混乱させたかのように描く、日本共産党への見過ごすことのできない攻撃がおこなわれました。

神奈川県委員会は、00年11月以来、神奈川における差別是正争議をたたかう争議団関係党員のなかで生じた不団結問題の解決のために指導をつよめてきました。このながれのなかで、日立争議団の内部で発生した不団結問題の根底に、イ、争議団の非民主的運営の問題、ロ、支援共闘会議のあり方の問題など、争議運動における政策的、理論的誤りがあることを明らかにしてこの是正のための率直な討論を呼びかけてきました。

今回「総括集」でおこなわれた日本共産党への攻撃は、日立争議を進めてきた日立争議団と支援共闘会議の指導的立場にいる党員が、これまで県委員会が指摘してきた政策的、理論的な誤りについて、真面目に自己検討する立場を投げ捨て、さらに組織的誤りにまで踏み込んだものとしてきわめて重大です。

まして、これらの党員が、日本共産党員でありながら、大衆団体の名を使って、公然と日本共産党攻撃に踏み出したということは、党規約を守って、党のルールにもとづいて問題を解決するという立場を自ら放棄したものであり、二重に重大な事態といわなければなりません。

日本共産党神奈川県委員会は、この攻撃の中心にいる人たちが、日本共産党員であること、また、もともと争議運動のなかで生まれた誤りは、党内での討論をつうじて、関係党員が自覚的に是正するよう指導してきた経過にたって、「総括集」でおこなわれた日本共産党への攻撃の本質と誤りについて、まず県党組織内に明らかにするものです。

また、この攻撃に加わった党員が、いわれのない攻撃を撤回、反省するとともに、1日も早く誤りを是正し、党のルールにもとづいて問題の解決にあたる立場に立つことをつよくもとめるものです。

1、誤りの新たな段階・・・公然とした日本共産党への攻撃

① 「総括集」で展開された黙過できない日本共産党への攻撃の数々

日立争議団と支援共闘会議は、「総括集」の発刊のことばで「政党が果たした否定的役割も大きな問題です。それは、闘う労働者・労働組合運動や組織に混乱を持ち込み、争議の解決水準にも影響を与えました」(総括集 p4)とのべて何の論証もなく、あたかもわが党が争議に介入し、争議に混乱を与え、また、解決水準を下げたかのように描くなど、わが党の名誉を著しく傷つけました。

また、本文では「とくに、下記の問題については、大衆運動の場で引き起こされた問題であり黙過できません」、さらに「最低限の事実経過を記す」(p88)とのべて、つぎのような問題を取り上げています。イ、横浜北東地区委員会が「印刷機を貸さなかった」問題、ロ、裁判所への「団体署名をしなかった」問題、ハ、横浜西南地区委員会が「宣伝カーを貸さなかった」問題、ニ、「日立神奈川争議報告集会に党員が参加をしないように」通達を出した問題、ホ、宮崎良司氏の争議解決報告集会での役割についてなど、「事実経過を記す」などといいながらまったく事実をゆがめた内容で日本共産党を攻撃しています。

また、本文には、一部の党員、党を離党した人、除籍された人などが、個人の談話の形式で「日本共産党の妨害、介入」などと口を極めた党攻撃をおこなっているなど、「総括集」全体が日本共産党を攻撃する異常な内容になっていることはきわめて重大です。

② 今回の「総括集」による日本共産党攻撃のもつ意味

今回、日立争議団と支援共闘会議が発刊した「総括集」による日本共産党攻撃は、従来の党内討論と根本的にちがひ、大衆団体である日立争議団と支援共闘会議の名で公然と日本共産党攻撃にうってでたものであり、しかも、その中心メンバーの多数が日本共産党員であるということも重大な問題です。

2 公然とした日本共産党攻撃にふみきった人々の誤りの本質はどこにあるか

「最低限の事実を記す」として、とりあげられた問題への反論は後述することとしてここでは、日本共産党攻撃にふみきった人々の誤りの本質がどこにあるかを、経過に即してあきらかにすることとします。

県委員会は、00年11月以降、日立神奈川争議など差別是正争議にとりくむ争議団関係党員の不団結問題の解決にあたって、党員間の意見の違いから生じている不団結問題であること、その根底に争議運動をすすめる政策的、理論的誤りがあること、また、大衆運動のなかで生まれた問題であることなどを考慮して、県委員会の指導方針をしめし、党内での討論をつうじて関係党員の理解と納得のもとに、自覚的に是正するべきものとして指導を進めてきました。

ところが、一部の日立神奈川争議関係党員は、党機関の話し合いの要請を拒否し、「大衆運動」の場で「政党が争議に介入している」「大衆運動への介入」などと党内問題と大衆運動を混同させて、党機関への攻撃を展開してきました。そして、ついに日立神奈川争議団と日立闘争神奈川支援共闘会議の名で公然と日本共産党攻撃にふみだしたのです。

① 党内の話し合い拒否

県委員会は、00年11月に差別是正争議をたたかっている党員間の不団結問題を解決するために、関係党員との話し合いをはじめました。たとえば神奈川労連で争議運動を長く担当してきたI氏(日立争議においては神奈川労連から派遣された代表委員だっ

た)には、初期の段階で数時間にわたって不団結問題の解決方向についてI氏の争議「指導」の問題も含めて県委員会の考えを率直に述べて議論しましたが、その場では一致に至らなかったため引き続き話し合うことを確認しました。しかし、I氏はその後県委員会からの繰り返しの話し合いを求めるよびかけにたいし、「自分はもう現役でない」「日立闘争神奈川支援共闘会議のグループの会議なら参加するが、個別の話し合いには応じられない」などと、一方的な条件を勝手にもちだしていっさいの話し合いに応じようとしません。そのあと、他の日立神奈川争議関係党員も機関からの話し合いのよびかけを拒否するようになりました。

② 大衆運動の名で党を誹謗

その後、日立争議団と支援共闘会議の一部の関係党員は、「横浜北東地区委員会は印刷機を争議団に貸さなかった」「横浜西南地区委員会は宣伝カーを貸さなかった」などと党攻撃を繰り返しました。これらの問題については、すでにあきらかにしている県委員会の文書で詳しく解明していることですが、「わが党と協力共同の関係にある神奈川労連が賛成できないという内容に党機関が協力することはできない」と、それぞれの地区委員会の自主的な判断に属する問題として明確な理由を述べてお断りしたものです。ところが横浜北東地区委員会が印刷機の使用を断った翌日には、支援共闘会議代表委員のI氏が横浜北東地区役員の一に、「お前のところの地区委員会は日立神奈川争議団に印刷機を貸さなかった」と脅しに近いことをいわれることが起き、その翌々日には別の地区委員が支援共闘会議の事務局員から同じように脅しに近いことをいわれることが起き、その10日後のある争議関係党員会議では、参加した多くの党員が、この印刷機問題をとりあげて参加している県委員会幹部の態度を追及するという異常なことも続けて起きました。

このように、党内の率直な討論を通じて問題を解決しようと機関が呼びかけた話し合いには応じないで、党に隠れて争議関係党員のなかで「大衆運動に対する党の乱暴な介入」、「地区委員会の妨害」などと事実をゆがめた見解を広げて、機関批判を繰り返していたことがあきらかになっています。

③ 大衆組織の名で政党活動に干渉・介入

さらに、日立神奈川争議のなかでは、原告団の党員が争議団の民主的運営を求めて、党機関に訴願を出したことについて、ほかの団員が「内部のことを外に持ち出した」と訴願者を攻撃し、訴願の撤回を求め訴願者の行動を監視することまで行いました。ある日原告団の党員が、訴願問題で県委員会に相談にきていた党員を県委員会事務所前の公園で待ち伏せし、糾弾することまでおこないました。これに関連して、あろうことか佐藤明争議団長は、大衆団体である争議団長名で小池県委員長宛に「争議の重要な時期に、争議団長の了解なしに団員を集めた会議を開かないように」と「抗議」の文書を送ってきました。これは、政党活動と大衆運動を混同し、大衆団体の名によって県委員会が必要に応じて党員を集め会議開催するという政党

として当然の独自活動にたいしてきわめて乱暴な介入と干渉をおこなったものといわなければなりません。これにたいして、県委員会は、ただちに佐藤明氏にたいして、話し合いを呼びかけ、党員としてその誤りを是正することを求めました。佐藤明氏は、その後の再三、再四の働きかけのすべてを拒否し今日まで明確な自己批判も反省もしめしていません。

④ 自分の意見が通らなければ選挙活動もやらない、党費も納めず

このように、日立争議団と支援共闘会議のS氏、I氏、T氏など一部の指導的立場にいる党員は、再三の機関からの呼びかけにはいっさい応じないで、大衆運動と政党活動を混同し「共産党員が争議しているのだから、無条件で支援すべき」という考えで支援を求め、協力が得られなかったとして「共産党が争議を妨害した」「共産党が争議に干渉・介入した」などと的はずれな内容で陰に陽に党を攻撃し、党の不団結を広げてきたのです。

「総括集」では、「先の総選挙の結果に示されるように、革新陣営は国民の期待に応えられていません」(p5)と共産党の選挙結果にまで論評をくわえています。しかし、率直に言って03年の衆院選挙では、「総括集」を書いた日立神奈川争議団や日立闘争神奈川支援共闘会議の指導的党員は、この歴史的な選挙戦をどれほど真剣にたたかったのでしょうか。衆院選まえには、「地方選挙では共産党に票を入れなかった」と“自慢”していた党員がいたということが電機の党支部で問題になっていました。財界の仕組んだ二大政党論をマスコミが大々的に取り上げ、この財界戦略をうちやぶるために全党組織が必死の奮闘を展開しているときに、「もっとも資本とたたかっている」と自称している争議団党員が、衆院選の真只中に「日立報告集会」を各地域で開催し、その会場で「日立争議の妨害をした」として共産党の悪口を振りまいて来た人たちが、どうして選挙のまともな論評ができるというのでしょうか。

また、日立争議団や支援共闘会議の関係党員の中で、党費を長期に納めない、選挙活動を一切やらない、機関紙の購読をやめた、日刊紙の配達をやめたなどの事態が起こっています。この事態は、これらの党員が、自分たちの意見が通らなければ党活動に参加せず党員の資格にかかわる党費納入も拒否するという、党員としての自覚も失い党を内部から破壊する状況を作り出す立場に転落したといわざるを得ません。

⑤ 結論として

大衆運動での党員間の意見の違いを不団結問題にしないためには、党内で党のルールにもとづき、党員としての節度を守って率直に議論することこそが問題解決の要です。党員が、不団結問題の解決めざして提起している機関の指導を受け入れず、党内でのルールを守らずに自らが指導的立場にいる大衆組織を自分の領地のように考え、その大衆組織の名で一方向的に党攻撃をくりかえすような態度をとっているのでは不団結問題が解決するはずがありません。これらの党員に厳しい反省を求めるとともに、早急になんとしても党内でのねばりづよい討議を通じて解決する立場に

立つよう呼びかけるものです。

3、「党からの介入・干渉」としてあげられた諸点についての反論

日立争議団と支援共闘会議の「総括集」では、なんの論証もなく日本共産党への攻撃がおこなわれていますが、ここでは、すでに県委員会の文書で党見解を明らかにしている問題を除いた問題についてふれることにします。

- ①、横浜北東地区委員会の印刷機貸し出しに関わる問題についての争議団の乱暴な攻撃については、これまでに党の見解を文書で報告しています。(02年1月県委員会文書)
- ②、裁判所への団体署名について。わが党は、裁判所で係争中の問題について三権分立の立場を尊重し、政党として裁判所に対する団体署名はやらないのが従来からの基本の方針です。
- ③、横浜西南地区委員会は、神奈川労連との協力共同の関係から、宣伝カーを「貸せない」と判断していたのが真実です。「総括集」では、「快く了解の返事」もらっていたのに地区委員会の態度が急に変わったかのように言っていますが、まったくの作りごとで意図的なデマとしか言いようがありません。
- ④、11月30日の「日立神奈川争議解決報告集会」(祝賀会)への参加の問題について、県委員会は、日立争議団と支援共闘が、7月29日の和解解決報告集会、9月の神奈川労連大会、10月の戸塚年金組合の大会などで、「政党からの介入」などの表現で日本共産党を名指しで攻撃したことについて、関係党員に厳重に注意し、党機関に詳細を報告するよう求めました。しかし、関係党員はこれにいっさい応えませんでした。したがって、11月30日の集会でも共産党攻撃が行われることが予測されました。また、党県委員会は、党内からこの集会への参加の問い合わせがあったので、経過と問題点を示して、「共産党員が参加することは適切でない」と関係する党組織にこの趣旨を文書にして徹底しました。県委員会は、このことは党防衛の立場から当然のことと考えています。「総括集」は、党県委員会のこの措置を「歴史的汚点を印した」と中傷していますが、そもそも共産党員が圧倒的な多数を占める争議団と支援共闘が、日本共産党を公然と名指しで攻撃することこそ「歴史的な汚点」であることを肝に銘じる必要があります。
- ⑤、「宮崎報告集会」に、朝海吉一県央地区委員長がよびかけ人として名を連ねたのは事実です。日立争議団と支援共闘会議は、まるで鬼の首でも取ったかのようにこのことを追及しています。しかし、この問題は、1、名を連れたことと参加は、あくまで個人の立場でおこなったもので、「政党としての介入」の批判はあたらないこと。2、日立争議団と支援共闘会議は、宮崎良司氏の個人的問題をあれこれ批判するだけで、差別是正を求める争議団が少数意見を排除するやり方や民主的運営についてなど、朝海吉一地区委員長の提起した差別是正争議の中での民主的運営について、本質的な反論はなにもできていません。

4、理論的問題に関してのいくつかの点

「総括集」では、論証抜きの日本共産党攻撃がおこなわれていますが、差別是正争議をめぐる政策的、理論的問題について、03年7月に県委員会がおこなった解明以上の新たな政策的、理論的問題は生じていないと考えます。ここではいくつかの問題について党見解を強調しておきます。

(1) 争議団の非民主的運営について

「総括集」は、県委員会の「争議団の非民主的運営」の指摘にたいしてまともに答えず、もっぱら団の不団結問題は、あげて宮崎良司氏の個人的問題と政党などの介入にあると強弁しています。

しかし、真実は、個人的な問題ではなく「団則」によるしめつけや「少数意見の排除」など、「争議団の非民主的運営の誤り」(03年7月県委員会見解参照)にあります。例えば、党員が、争議運動のなかでの民主的運営を求めて党機関に「訴願」を出したことを、団内のことを「外部」に持ち出した、取り下げろと訴願者を激しく抗議したこと、党機関が、争議団員を呼んで会議を開いたら、「団長も知らない間に勝手に争議団員を会議に集めるな」という抗議を機関に対しておこなうなど、異なる意見を持った団員を徹底して排除したことに不団結の最大の要因があります。

また、不団結の原因をつくったのも宮崎良司氏だときめつけています。しかし、「総括集」が、宮崎良司氏に不団結の原因があると強調すればするほど、結局、県委員会が指摘してきた「少数意見を排除する」という、大衆組織ではあってはならない争議団の非民主的な運営を自ら証明する結果になっています。

(2) 支援共闘会議について

① 支援共闘会議の民主的運営

日立争議団と日立闘争神奈川支援共闘会議の「総括集」では、支援共闘会議がいかに民主的に運営され、原告団の自主性を尊重されてきたかを本文だけでなく原告団の「座談会」なども活用して言い訳しています。

イ、しかし、支援共闘会議の総会問題についてはまったく触れていません。

支援共闘会議の総会が6年間一回も開かれなかったことに問題が端的に現れています。総会は、方針の問題など大きく意見の違っている問題も徹底的に討論して全体の合意で結論を出すうえでどうしても必要です。また、参加団体の支援の力を存分に発揮するうえでも、年一回の総会は決定的に重要です。

支援共闘会議の指導部が、任期途中で役員として派遣している団体を退職する予定の人を、派遣した団体との合意も取らずに、そのまま留任させ、さらには、総会も開かれていないというのでは、支援共闘会議の民主的基盤を根本的に破壊しているといわざるを得ません。

重要な時期に参加団体からの要請があっても、これを無視して総会を一切開

催せず、一部指導部による専横的な運営が続いているのは異常です。

ロ、原告団が、I氏の留任を熱望しているから代表委員に留任しても良いということにはなりません。それは、支援共闘会議が団体間共闘であり、派遣している団体が責任を持って派遣をするのですから、派遣していた団体のI氏が定年退職するという事情に合わせて正規の手続きをしてゆくのがごく普通のあり方です。それを原告団が熱望しているからそのままに留任させるということは派遣した神奈川労連への背信行為になります。また、県委員会の理論的解明でも、原告団がどんな支援共闘会議を作るのかの決定権を持っているということ「誤り」と指摘しているのは、そのことをはっきりさせないとこのようなことがおきるからです。

② 「運動と解決に責任をもつ」ことを規定することの意味

「総括集」は、「支援共闘会議」が、規約で「運動と解決に責任持つ」ことをうたえば交渉相手に支援共闘の性格を伝えることができると主張しています。この規定付けにもとづいて「支援共闘会議」は、事実上の「指導機関」として、日常的に争議団への指導を行っています。この結果、支援共闘会議の方針が絶対化され、その方針にちがった意見を持つ団員を排除するようになったことが、不団結の直接的な要因となってきたのです。

また、「総括集」が、全県の事例として、日産厚木、池貝、小田急、日本鋼管、東電、千代田などをあげて、支援共闘一般の重要性や必要性をいくら強調してみても、そのことによって差別是正争議をたたかう党員のなかで生まれている不団結問題の本質を何ら明らかにすることにはならず、したがって、これを解決する方向を示すことはできないのです。

(3) 提訴外労働者の要求運動について、

「総括集」は、差別是正争議で提訴外労働者の要求とたたかいについてもかなりのページをさいて、従来から主張している「提訴してたたかうのが基本」「提訴外者の要求はとりあげるが責任はもたない」と開き直りとも言うべきことを繰り返しています。

「総括集」は、「機械的平等論」で、「自らたたかわなくて分け前だけを要求する」(p122)などと提訴外労働者の要求を批判しています。さらに、「政党や全労連及び、神奈川労連などの一部幹部に、2次提訴追求が弱まり機械的平等論という傾向を『間違っている』と指摘しないばかりかそれを擁護する誤った動きがある」(p122)と八つ当たりの党攻撃をおこなっています。そして「近年、上部組織の幹部層にはかつての大企業争議を闘ってきた人が少なくなっています。その結果、争議を知らないものが機械的平等論に陥り、自らの覇権を維持するために間違った考えを下部に押し付ける誤りを犯している」(p122)とまでのべて、まるで争議運動を自分たちだけの領地のように考える、きわめてセクト的な立場から攻撃

をしています。この際、わが党が、差別是正の要求と運動をどのように考えているか、基本的な考えをのべておきます。

わが党は、共産党員や活動家に対する差別や不当な攻撃は、共産党員や活動家に対する攻撃であるとともに、それをてこにして職場の労働者全体にたいする差別支配を強化し、搾取と抑圧をいっそう強化する攻撃であると考えています。したがって、共産党員や活動家への差別や攻撃を、当事者だけの問題ではなく、職場の労働者全体にかかわる問題であることを、労働者の切実な諸要求との関係で明らかにし、労働者の切実な要求とむすびつけてたたかうことが基本です。

こうしたことから、共産党員が、「提訴していない人」をさまざまな理由で排除したり、また、解決にあたって「差別」するようなことは正しくありません。

ましてや、提訴外労働者の要求を、「おいしいとこどり」とか「たたかわずして分け前をとる」などといって中傷する態度をとることは、職場全体の差別をなくすことをめざす共産党員としてとるべき態度とはいえません。

5、誤りの思想的根源を明らかにした、論文「日立神奈川争議にかかわる不団結問題の解決のために」

日立神奈川争議団や日立闘争神奈川支援共闘会議の一部党員の差別是正争議における政策的、理論的誤りの根源については、03年7月18日付の神奈川県委員会が党内に発表した「日立神奈川争議にかかわる不団結問題の解決のために」で、神奈川県委員会の見解をしめしています。したがって日立神奈川争議にかかわる不団結問題の組織的誤りについては、この文書でつかみ理解していただくとともに、その誤りの思想的根源についても深めて欲しいと思います。

6、結びにかえて

今年、7月には、歴史的な参院選挙がたたかわれます。この参議院選挙は、憲法改悪、消費税増税など日本の命運がかかった政治戦となっており、絶対に負けられないたたかいです。神奈川では、比例で小池晃議員の再選に責任を果たしつつ、選挙区では、戦後初めて獲得したはたの君枝参議院議員の再選をなんとしても果たさなければなりません。これはすべての党員共通の願いではないでしょうか。

参院選で勝つためには、2・7倍加の得票目標と対話・支持拡大を正面からとりくみ、また、その組織的保障として、機関紙読者の衆院選時比1・3倍加、神奈川では1・5倍加の拡大に正面から挑戦しましょう。

全同志のみなさん。いま、日本は、歴史的な岐路に立っています。新綱領と歴史的な第23回党大会決議にもとづいて、同志のみなさんが、歴史的な使命を自覚して、全党の先頭に立って、要求実現のたたかいかいでも、選挙でも、党勢拡大でも、底力を発揮するときです。県委員会は心を込めて訴えます。